

イベントなどに参加する際はマスクの着用等にご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用や手指の消毒をお願いします。また体調がすぐれないときは、無理せず自宅で待機しましょう。



国際アート・カルチャー都市 としま

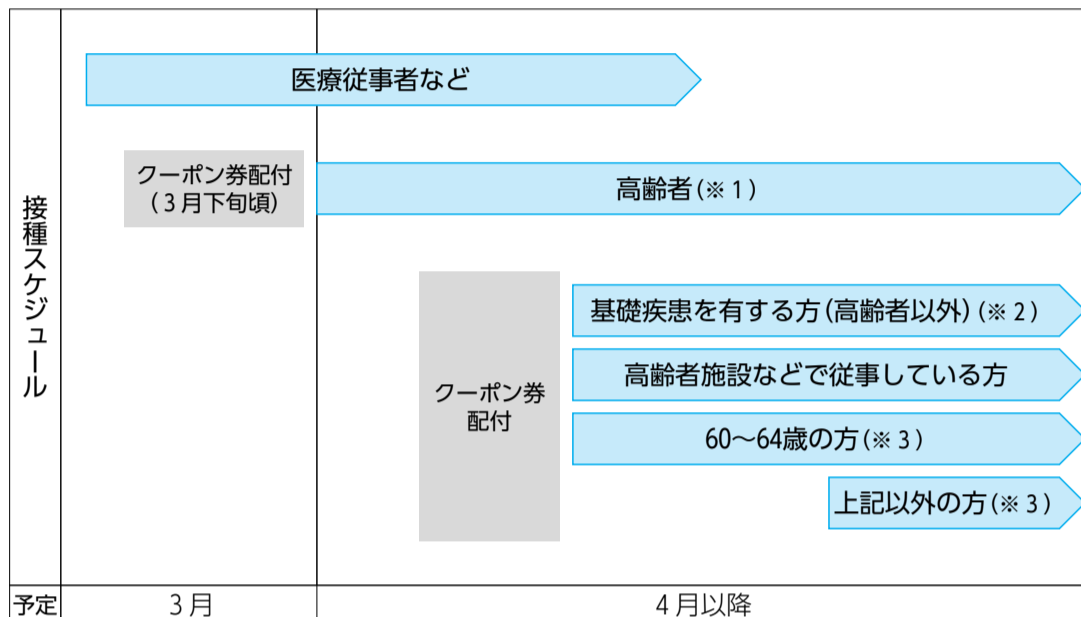
SDGs 未来都市豊島区

発行:豊島区 編集:政策経営部広報課
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 ☎3981-1111(代表)
ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>
令和3年(2021年)3月1日発行(毎月1・11・21日発行)

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のお知らせ

重症者や死亡者の発生をできる限り減らし、感染症のまん延防止を図るため、医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方などから順次接種を開始する予定です。ワクチンは確保できる量に限りがあり、順次、各自治体・医療機関に供給されます。ご自身の接種の順番とクーポン券の配付時期を確認してください。豊島区では個別接種、集団接種、区民ひろば巡回接種の3層のワクチン接種会場を展開します。

◇国が示した接種スケジュールの目安



(※1)令和3年度中に65歳に達する方(65歳以上の中でさらに時期を分ける場合もあります)

(※2)次のいずれかを有する方が対象となる予定です。

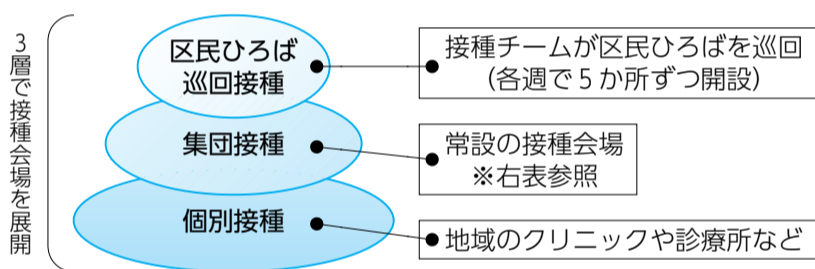
I. 以下の病気や状態の方で、通院・入院している方

- ①慢性の呼吸器の病気、②慢性の心臓病(高血圧を含む)、③慢性の腎臓病、④慢性の肝臓病(脂肪肝や慢性肝炎を除く)、⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病、⑥血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)、⑦免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む)、⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている、⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患、⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)、⑪染色体異常、⑫重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)、⑬睡眠時無呼吸症候群

II. 基準(BMI30以上)を満たす肥満の方※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

(※3)ワクチンの供給量を踏まえ、順次接種を開始します。

◇豊島区のワクチン接種場所「豊島方式」



◇集団接種会場

※開設時期は決まり次第お知らせします。

施設名	所在地
区役所本庁舎 1階としまセンタースクエア	南池袋2-45-1
旧朝日中学校 体育館	西巢鴨4-9-1
巢鴨地域文化創造館 地下1階多目的ホール	巢鴨4-15-11
駒込地域文化創造館 4階会議室	駒込2-2-2
千早地域文化創造館 多目的ホール(西部区民事務所併設)	千早2-39-7
雑司が谷地域文化創造館 地下1階多目的ホール	雑司が谷3-1-7
豊島清掃事務所 2階講堂	池袋本町1-7-3

◇接種を受けるには

①接種可能な時期・場所の確認をする

詳細は3月下旬に発行予定の広報としま「新型コロナワクチン特集号」でご案内する予定です。最新情報は区ホームページなどを確認してください。



②接種の予約をする

予約方法はクーポン券に同封されている「接種のお知らせ」で確認してください。

③接種を受ける

接種は無料です。2回接種となる見込みで、2回目は1回目の接種からおよそ3週間後です。必ずクーポン券と本人確認書類(健康保険証など)をお持ちください。なお、発熱症状のある場合など、接種を受けられないこともあります。

◇ワクチン接種は強制ではありません

接種を受ける方は、接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、自らの意志で接種を受けていただきます。なお、

副反応が起きた場合の健康被害救済制度が設けられています。

問ワクチン接種全般に関する問い合わせ…厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター☎0120-761-770(午前9時~午後9時)、予約・接種会場に関する問い合わせ…豊島区新型コロナウイルスワクチンコールセンター☎0120-567-153(午前9時~午後6時)

新型コロナウイルス感染症の影響による 後期高齢者医療保険料の減免および 傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料の減免申請について、当面の間、受付を継続します。申請の要件や方法などの詳細は問い合わせください。

また、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間については、令和3年3月31日まで延長されています。

問後期高齢者医療グループ☎3981-1332、傷病手当金について…東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター☎0570-086-519

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

①国民健康保険料の減免申請期限は3月31日までです

新型コロナウイルス感染症により、令和2年の収入が令和元年と比べて下がった方、重篤な傷病を負った方などは、申請により保険料が減免になる場合があります。

②国民健康保険傷病手当金について

国民健康保険被保険者で、勤務先から給与などの支払いを受けている被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染したまたは発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった期間に対して、傷病手当金を支給する制度があります。適用期間は令和2年1月1日~令和3年3月31日です。

いずれも詳細は区ホームページ参照お問い合わせください。

問①資格・保険料グループ☎4566-2377、②給付グループ☎3981-1296

東京都 発熱相談センター ☎5320-4592 (24時間対応)

発熱などの症状が生じた方で、かかりつけ医がいなかった場合や相談先に迷う場合は当センターに相談してください。

●ここらといのちの相談窓口

新型コロナウイルスの拡大と生活様式の変化により多くの方がストレスにさらされています。悩んでいる方は相談窓口をご利用ください。



●イベントなどの開催中止・延期について

詳細は各イベントの問い合わせ先に確認してください。開催状況は区ホームページで随時お知らせします。

